

## 建築工事請負契約書

注文者 \_\_\_\_\_ と

請負者 株式会社 明星住建 \_\_\_\_\_ とは

この契約書に従い明細の通り工事請負契約を締結する。

1. 工事名 \_\_\_\_\_ 邸新築工事 \_\_\_\_\_
2. 工事場 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_
3. 建築面積 床面積 \_\_\_\_\_ プラン 延 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
4. 工期 着手 工事許可の日から \_\_\_\_\_ 10 日以内  
完成 着手の日から \_\_\_\_\_ 100 日以内
5. 引渡しの時期 完成の日から \_\_\_\_\_ 10 日以内
6. 請負代金の額 金 \_\_\_\_\_ 円 税込(内税額 \_\_\_\_\_ 円)
7. 支払方法 注文者は請負代金を次のように請負者に支払う

この契約成約のとき(手付金)	平成	年	月	日	金	円	
部分払	第1回	平成	年	月	日	金	円
	第2回	平成	年	月	日	金	円
完成引渡のとき	平成	年	月	日	金	円	

8. 注文者と請負者は互いに協力して 信義を守り誠実にこの契約を履行する。  
図面又は仕様書に明記されていないものについては双方協議して定める、但し軽微なものについては注文者の指示に従うものとする。
9. 請負者は工事に支障を及ぼす天候の不良その他請負者の怠慢にあらざる事由により工事期間に完成する事が出来ない場合は遅延なく注文者にその理由を申し立て、工事期間の延長を求める事が出来る
10. 請負者は工事物件の引渡し迄は自己の費用を用い契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並に第三者に対する損害の防止に必要な処置をするものとする
11. この契約に定めていない事項については必要に応じて双方協議して定める工事物件の引渡しの時期は天災その他事故なき限り第5条の通りとし、請負代金の全額支払と同時とする
12. 目的物件が本契約期間中万一火災若しくは天災地変等不可抗力の為滅失するか著しく減少したる場合は注文者、請負者共に誠意を以て協議善処するものとする
13. 本物件の隠れた瑕疵がある場合には、買主は売主に対し、本契約をなした目的を達する事が出来ないときは本契約を解除することができ、その他の時は、瑕疵の補修又は損害の賠償を請求する事ができるものとする  
前項に定める売主の買主に対する担保責任は、住宅品質確保法の適応を受け(規定により)新築物件の基本構造部分または雨水の浸入を防止する部分については、売主が本物件を買主に引き渡したとき(売主が施工業者から引渡されたときは、そのとき)から10年間負うものとする
- (特約条項)
- 一、 建物面積が増加ある場合は坪単価65万円(税込)にて精算。(建物面積減は精算無し・吹抜工事別途)
- 一、 建築確認費用40万円・基本外構工事費60万円別途。
- 一、 本請負契約の手付金解除の場合、請負代金の一部を解除金とする。

この契約の証として本書1通を作り当事者が記名捺印の上注文者が原本、請負者が写しを保有する。

平成 年 月 日

注文者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟請負者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟